

平成30年6月8日
自転車活用推進本部

自転車利用環境の整備を促進 ～自転車活用推進計画を閣議決定～

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である自転車活用推進計画が、本日、閣議決定されました。

1. 概要

(1) 計画期間

長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度まで

(2) 計画のポイント

- ①歩行者と分離された「自転車通行空間の整備」について、各地方公共団体による整備を促進するため、「地方版の自転車活用推進計画」策定のための手引き書を取りまとめ、周知することにより、47都道府県を含む200の地方公共団体での策定を目標として、自転車活用推進計画の策定を促進
- ②新たな観光として人気が高まっている「サイクル・ツーリズムの推進」について、官民連携して先進的なサイクリング環境を目指すモデルルートを40ルート作るとともに、国内外にPRするために我が国を代表するナショナルサイクルルートの創設を検討
- ③近年、利用者が拡大しているシェアサイクルについて、サイクルポートの設置数を現行から倍増させ、1,700箇所設置を目指すことによりシェアサイクルを新たな都市交通システムとしての地位を確立
- ④自転車の安全な利用を促進するため、国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動等を推進するとともに、全ての学校において、交通安全教室の開催等発達段階に応じた交通安全教育を実施

2. 閣議決定日

平成30年6月8日（金）

問い合わせ先

国土交通省自転車活用推進本部事務局 奥田、山田

電話 03-5253-8111（内線38-103、38-225）

03-5253-8497（直通）

FAX 03-5253-1582